



鳥取県公報

平成 22 年 3 月 30 日 (火)
第 8 1 8 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	口頭による開示請求を行うことができる個人情報 (174) (県民室) 2
	全国自治宝くじ事務協議会規約の変更 (175) (財政課) 8
	鳥取県産業廃棄物実態調査の実施 (176) (循環型社会推進課) 8
	都市計画の変更 (2 件) (177・178) (景観まちづくり課) 9
	屋外広告物に係る禁止地域等の指定の一部改正 (179) (〃) 10
	県道の区域の変更 (2 件) (180・181) (道路企画課) 12
	県道の供用の開始 (182) (〃) 14
	都市計画事業の事業計画の変更の認可 (183) (道路建設課) 14
	鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の名称等の 一部改正 (184) (会計指導課) 15
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (185) (〃) 15
	土地改良区の役員の就退任 (186) (中部総合事務所農林局) 16
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の事業所の変更の届出 (187) (西部総合事務所福祉保健局) 17

告 示

鳥取県告示第174号

平成11年鳥取県告示第642号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削る。

改 正 後				改 正 前			
口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
行政書士試験	択一式試験の得点	合格発表日から1月間	<u>総務部政 策法務課</u>	行政書士試験	択一式試験の得点	合格発表日から1月間	<u>総務部政 策法務室</u>
職員選考採用試験	第1次試験の試験種目ごとの得点及び合計得点並びに第1次試験における順位	第1次試験の不合格者には第1次試験の試験結果の通知日から、第1次試験の合格者には最終試験結果の通知日から1月間	<u>総務部行 財政改革 局人事企 画課</u>	職員選考採用試験	第1次試験の試験種目ごとの得点及び合計得点並びに第1次試験における順位	第1次試験の不合格者には第1次試験の試験結果の通知日から、第1次試験の合格者には最終試験結果の通知日から1月間	<u>総務部行 財政改革 局人事・ 評価室</u>

	第 2 次試験 の試験種目 ごとの得点	最終試験 結果の通 知日から 1 月間			第 2 次試験 の試験種目 ごとの得点	最終試験 結果の通 知日から 1 月間	
	第 1 次試験 の合計得点 と第 2 次試 験の合計得 点との総合 合計得点及 び最終順位	〃			第 1 次試験 の合計得点 と第 2 次試 験の合計得 点との総合 合計得点及 び最終順位	〃	
非常勤職 員採用試 験及び臨 時的任用 職員採用 試験	試験の合 否、総合得 点、順位及 び試験種目 ごとの得点 (不合格者 にあつては 試験種目ご との判定結 果がある場 合は、当該 判定を含 む。)	合格発表 日から 1 月間。ただ し、第 1 次 試験及び 第 2 次試 験がある 場合は、第 1 次試験 の不合格 者にあつ ては第 1 次試験の 試験結果 の通知日 から、第 1 次試験の 合格者に あつては 最終試験 結果の通 知日から 1 月間	当該試験 を実施し た課(課 に相当す るものを 含む。)又 は地方機 関	総務部行 財政改革 局人事・評 価室が行 う非常勤 職員採用 試験及び 臨時的任 用職員採 用試験	試験の合 否、総合得 点、順位及 び試験種目 ごとの得点 (不合格者 の場合は、 試験種目ご との判定を 含む。)	合格発表 日から 1 月間	〃
				総務部人 権局人権 推進課が 行う非常 勤職員採 用試験	試験の合 否、総合得 点、順位及 び試験種目 ごとの得点	第 1 次試 験の不合 格者にあ つては第 1 次試験 の試験結 果の通知 日から、第 1 次試験 の合格	総務部人 権局人権 推進課

							者にあつては最終試験結果の通知日から 1 月間		
					公文書館が行う非常勤職員採用試験	〃	合格発表日から 1 月間	公文書館	
					鳥取県美術展覧会部門審査	部門審査に係る各審査員が付けた個別得点（ただし、審査員の氏名は、開示しない。）及び総合得点	鳥取県美術展覧会の審査結果の通知日から 1 月間	博物館 文化観光局文化政策課 中部総合事務所 西部総合事務所	
略				略					
	一般用医薬品に係る登録販売者試験	〃	〃	福祉保健部医療指導課 各総合事務所（八頭総合事務所及び日野総合事務所を除く。）	一般用医薬品に係る登録販売者試験	〃	〃	福祉保健部医療指導課 各総合事務所（八頭総合事務所及び日野総合事務所を除く。）	
					総合療育センターが行う非常勤職員採用試験及び臨時的任用職員採用試験	試験の可否、総合得点、順位及び試験種目ごとの得点	〃	総合療育センター	
					福祉相談センターが行う非常勤職員採用試験	〃	〃	福祉相談センター	

				及び臨時的任用職員採用試験			
				倉吉児童相談所が行う非常勤職員採用試験及び臨時的任用職員採用試験	〃	〃	倉吉児童相談所
				米子児童相談所が行う非常勤職員採用試験及び臨時的任用職員採用試験	〃	〃	米子児童相談所
				生活環境部衛生環境研究所が行う非常勤職員採用試験及び臨時的任用職員採用試験	〃	〃	生活環境部衛生環境研究所
調理師試験	〃	〃	生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課 各総合事務所（八頭総合事務所及び日野総合事務所を除く。）	調理師試験	科目別得点及び総合得点	〃	生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課 各総合事務所（八頭総合事務所及び日野総合事務所を除く。）
狩猟免許試験	知識試験の得点及び適	〃	生活環境部公園自	狩猟免許試験	知識試験の得点及び適	〃	生活環境部公園自

	性試験の結果		然課		性試験の結果		然課	
					生活環境部公園自然課が行う非常勤職員採用試験及び臨時的任用職員採用試験	試験の合否、総合得点、順位及び試験種目ごとの得点	〃	〃
					生活環境部砂丘事務所が行う非常勤職員採用試験及び臨時的任用職員採用試験	〃	〃	生活環境部公園自然課 生活環境部砂丘事務所
略				略				
ふぐ処理師試験	科目別得点及び総合得点	〃	生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課 各総合事務所（八頭総合事務所及び日野総合事務所を除く。）	ふぐ処理師試験	科目別得点及び総合得点	〃	生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課 各総合事務所（八頭総合事務所及び日野総合事務所を除く。）	
				男女共同参画センターが行う非常勤職員採用試験	試験種目ごとの得点、合計得点及び順位	〃	男女共同参画センター	
計量証明事業主任計量者試験	総合得点	〃	生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進	計量証明事業主任計量者試験	総合得点	〃	生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進	

			課
略			
職業訓練 指導員試験	〃	〃	〃
略			
家畜体外 受精卵移 植に関する講習会 の修業試験	〃	〃	〃
略			
砂利採取 業務主任 者試験	〃	〃	〃

			課
生活環境 部くらし の安心局 消費生活 センター が行う非 常勤職員 採用試験	試験の合 否、総合得 点、順位及 び試験種目 ごとの得点	〃	生活環境 部くらし の安心局 消費生活 センター
略			
職業訓練 指導員試験	〃	〃	〃
商工労働 部雇用人 材総室が 行う非常 勤職員採 用試験	試験の合 否、総合得 点、順位及 び試験種目 ごとの得点	〃	〃
略			
家畜体外 受精卵移 植に関する講習会 の修業試験	〃	〃	〃
農林水産 部森林・林 業総室が 行う非常 勤職員採 用試験	試験の合 否、総合得 点及び順位	〃	農林水産 部森林・ 林業総室
県土整備 部技術企 画課が行 う非常勤 職員採用 試験	試験の合 否、総合得 点、順位及 び試験種目 ごとの得点	〃	県土整備 部技術企 画課
略			
砂利採取 業務主任 者試験	〃	〃	〃
鳥取空港 管理事務	試験の合 否、総合得	〃	鳥取空港 管理事務

				所が行う 非常勤職 員採用試 験及び臨 時的任用 職員採用 試験	点、順位及 び試験種目 ごとの得点		所
				総合事務 所が行う 非常勤職 員採用試 験及び臨 時的任用 職員採用 試験	”	”	当該試験 を実施し た総合事 務所
略				略			

鳥取県告示第175号

相模原市を全国自治宝くじ事務協議会に加えるとともに、全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6においてその例によることとされる同法第252条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 全国自治宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加に関する事項

(1) 加入地方公共団体の名称

相模原市

(2) 加入年月日

平成22年4月1日

2 全国自治宝くじ事務協議会規約の変更に関する事項

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更する規約

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第3条第2号中「岡山市」の下に「、相模原市」を加える。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

鳥取県告示第176号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成22年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
鳥取県産業廃棄物実態調査
- 2 調査の目的
平成21年度の鳥取県内における産業廃棄物の発生・処理状況等の実態を把握し、産業廃棄物の適正な処理等の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲
県内の約1,500事業所
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 従業員数
 - イ 元請完成工事高・解体工事請負高（建設業）、製造品出荷額（製造業）又は病床数（医療機関）
 - ウ 自社中間処理前発生量
 - エ 委託前自社中間処理方法
 - オ 委託中間処理方法
 - カ 委託最終処分方法
 - (2) その基準となる期間
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
- 5 報告を求める者
鳥取県
- 6 報告を求めるために用いる方法
調査対象者に対して調査票を郵送し、調査票を鳥取県に返送する方法で行う。
- 7 報告を求める期間
平成22年4月1日から同年6月30日まで
- 8 調査票情報の保存期間
5年間
- 9 結果の公表方法
鳥取県のホームページで公表する。

鳥取県告示第177号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）において公衆の縦覧に供する。

平成22年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
倉吉都市計画道路3・4・9号上井羽合線
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
倉吉市上井

鳥取県告示第178号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）において公衆の縦覧に供する。

平成22年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路1・3・1号智頭鳥取線

鳥取都市計画道路3・3・2号西円通寺裁判所線

八頭中央都市計画道路1・4・1号智頭鳥取線

八頭中央都市計画道路3・5・4号徳吉西円通寺線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 鳥取都市計画道路1・3・1号智頭鳥取線

変更する部分

鳥取市西円通寺、長谷、倭文、玉津、横枕、竹生、上味野、下味野、北村、服部、本高及び菖蒲

(2) 鳥取都市計画道路3・3・2号西円通寺裁判所線

変更する部分

鳥取市西円通寺、長谷、円通寺、八坂、国安、叶、叶一丁目、宮長、吉成、吉成一丁目、吉成三丁目、吉成南町一丁目、吉成南町二丁目、富安、富安一丁目、天神町、扇町、幸町、東品治町、今町一丁目、今町二丁目、瓦町、元町、川端二丁目、川端三丁目、元魚町一丁目、元魚町二丁目、二階町二丁目、二階町三丁目、元町二丁目、元町三丁目、片原二丁目、片原三丁目、西町一丁目、西町二丁目、西町三丁目及び西町四丁目

(3) 八頭中央都市計画道路1・4・1号智頭鳥取線

変更する部分

鳥取市河原町徳吉、今在家、片山、袋河原及び布袋

(4) 八頭中央都市計画道路3・5・4号徳吉西円通寺線

変更する部分

鳥取市河原町徳吉、今在家、片山、稲常、袋河原及び布袋

鳥取県告示第179号

平成元年鳥取県告示第685号（屋外広告物に係る禁止地域等の指定について）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																														
<p>鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。）第2条及び第3条の規定に基づき、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年7月1日から施行するので、条例第7条の規定により告示する。</p> <p>その関係図面は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課、東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局並びに八頭総合事務所及び日野総合事務所の県土整備局において公衆の縦覧に供する。</p> <p>1 略</p> <p>2 条例第2条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。</p> <p>(1) 次に掲げる道路の両側500メートル以内の地域（倉吉市の区域を除く。）で当該道路から展望できる場所</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">路線名</th> <th style="text-align: center;">区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車 国道中国横 断自動車道 岡山米子線</td> <td>県内全線</td> </tr> <tr> <td>高速自動車 国道中国横 断自動車道 姫路鳥取線</td> <td>県内全線</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>一般国道 178号</td> <td>岩美郡岩美町大字小羽尾字浜頭 651-14地先から同町大字牧谷字 砂濱690-128地先まで 岩美郡岩美町大字陸上字下向山 312地先から兵庫県との県境まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 略</p> <p>3及び4 略</p> <p>5 条例第3条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域（前項に掲げる地域を除く。）とする。</p> <p>(1) 次に掲げる道路の両側500メートルを超え、1,000メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">路線名</th> <th style="text-align: center;">区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車</td> <td>県内全線</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	区 間	高速自動車 国道中国横 断自動車道 岡山米子線	県内全線	高速自動車 国道中国横 断自動車道 姫路鳥取線	県内全線	略		一般国道 178号	岩美郡岩美町大字小羽尾字浜頭 651-14地先から同町大字牧谷字 砂濱690-128地先まで 岩美郡岩美町大字陸上字下向山 312地先から兵庫県との県境まで	略		路線名	区 間	高速自動車	県内全線	<p>鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。）第2条及び第3条の規定に基づき、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年7月1日から施行するので、条例第7条の規定により告示する。</p> <p>その関係図面は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課、東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局並びに八頭総合事務所及び日野総合事務所の県土整備局において公衆の縦覧に供する。</p> <p>1 略</p> <p>2 条例第2条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。</p> <p>(1) 次に掲げる道路の両側500メートル以内の地域（倉吉市の区域を除く。）で当該道路から展望できる場所</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">路線名</th> <th style="text-align: center;">区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車 国道中国横 断自動車道 岡山米子線</td> <td>県内全線</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>一般国道178号</td> <td>岩美郡岩美町大字小羽尾字浜頭 651-14地先から同町大字牧谷字 砂濱690-128地先まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 略</p> <p>3及び4 略</p> <p>5 条例第3条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域（前項に掲げる地域を除く。）とする。</p> <p>(1) 次に掲げる道路の両側500メートルを超え、1,000メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">路線名</th> <th style="text-align: center;">区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車</td> <td>県内全線</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	区 間	高速自動車 国道中国横 断自動車道 岡山米子線	県内全線	略		一般国道178号	岩美郡岩美町大字小羽尾字浜頭 651-14地先から同町大字牧谷字 砂濱690-128地先まで	略		路線名	区 間	高速自動車	県内全線
路線名	区 間																														
高速自動車 国道中国横 断自動車道 岡山米子線	県内全線																														
高速自動車 国道中国横 断自動車道 姫路鳥取線	県内全線																														
略																															
一般国道 178号	岩美郡岩美町大字小羽尾字浜頭 651-14地先から同町大字牧谷字 砂濱690-128地先まで 岩美郡岩美町大字陸上字下向山 312地先から兵庫県との県境まで																														
略																															
路線名	区 間																														
高速自動車	県内全線																														
路線名	区 間																														
高速自動車 国道中国横 断自動車道 岡山米子線	県内全線																														
略																															
一般国道178号	岩美郡岩美町大字小羽尾字浜頭 651-14地先から同町大字牧谷字 砂濱690-128地先まで																														
略																															
路線名	区 間																														
高速自動車	県内全線																														

国道中国横断自動車道岡山米子線		国道中国横断自動車道岡山米子線	
高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線	県内全線		
略		略	
一般国道9号	略 鳥取市気高町八束水字鶴木谷755-1地先から同市青谷町字阿がき295-1地先を経て東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字又四郎開1821-1地先まで	一般国道9号	略 鳥取市気高町八束水字鶴木谷755-1地先から同市青谷町字阿がき295-1地先を経て東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字又四郎開1821-1地先まで
一般国道178号	岩美郡岩美町大字陸上字下向山312地先から兵庫県との県境まで		
略		略	
(2) 略		(2) 略	
(3) 次に掲げる道路の両側200メートル以内の地域（倉吉市の区域を除く。）で当該道路から展望できる場所		(3) 次に掲げる道路の両側200メートル以内の地域（倉吉市の区域を除く。）で当該道路から展望できる場所	
路線名	区 間	路線名	区 間
略		略	
県道若葉台東町線	全線	県道若葉台東町線	全線
県道河原イセンター線	八頭郡八頭町船岡字狐塚下分1861地先から鳥取市河原町高福字長通り780地先まで		
略		略	
(4)～(6) 略		(4)～(6) 略	

鳥取県告示第180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成22年3月30日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
倉吉川上青谷線	変更前	鳥取市青谷町桑原字谷奥992-2地先から同市青谷町澄水字経塚578-1地先まで	4.9~7.9	151.0
	変更後	鳥取市青谷町桑原字谷奥992-2地先から同市青谷町澄水字経塚578-1地先まで	4.9~16.9	151.0
		鳥取市青谷町桑原字下前田4-3地先から同市青谷町澄水字経塚52-1地先まで	9.0~39.4	120.0

鳥取県告示第181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成22年3月30日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
津山智頭八東線	変更前	八頭郡智頭町大字智頭字山崎向河原2094-13地先から同地先まで	19.5~24.3	15.0
	変更後	八頭郡智頭町大字智頭字山崎向河原2094-13地先から同大字字山崎1609-5地先まで	15.8~26.4	50.0

路線名	区 間	変更前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
溝口伯太線	西伯郡南部町天萬字塩河原361-1地先から同字362-2地先まで	変更前	14.8~36.0	32.0
		変更後	14.8~41.8	32.0
名和岸本線	西伯郡大山町茶畑字曾利1113地先から同町高田字下国松237-3地先まで	変更前	11.6~26.5	249.0
		変更後	11.6~26.5	249.0
米子広瀬線	米子市石井字要害1006地先から同字1001-1地先まで	変更前	7.5~11.0	83.0
		変更後	9.0~12.0	83.0
大山口停車場大山線	西伯郡大山町大山字大山54-1地先から同字51-1地先まで	変更前	5.3~15.4	427.0
		変更後	10.0~24.8	427.0
上井北条線	倉吉市上井字小泓60-51地先から同市上井字宮ヶ坪75-14地先まで	変更前	17.0~60.0	74.0
		変更後	42.6~73.0	74.0
旧奈和西坪線	西伯郡大山町御来屋字上往還端208-2地先から同地先まで	変更前	14.0~17.0	31.0
		変更後	14.3~17.0	31.0
米子岸本線	西伯郡南部町天萬字塩河原262-1地先から同町天萬字星川田32-29地先まで	変更前	7.7~33.9	116.0
		変更後	12.8~49.3	116.0

鳥取県告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成22年3月30日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
溝口伯太線	西伯郡南部町天萬字塩河原361-1地先から同字362-2地先まで	平成22年3月30日
名和岸本線	西伯郡大山町茶畑字曾利1113地先から同町高田字下国松237-3地先まで	〃
米子広瀬線	米子市石井字要害1006地先から同字1001-1地先まで	〃
大山口停車場大山線	西伯郡大山町大山字大山54-1地先から同字51-1地先まで	〃
上井北条線	倉吉市上井字小泓60-51地先から同市上井字宮ヶ坪75-14地先まで	〃
旧奈和西坪線	西伯郡大山町御来屋字往還端208-2地先から同字208-2地先まで	〃
米子岸本線	西伯郡南部町天萬字塩河原262-1地先から同町天萬字星川田32-29地先まで	〃

鳥取県告示第183号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画事業の種類及び名称
鳥取都市計画道路事業 3・5・8号滝山桜谷線及び3・6・4号立川甌山線
- 2 施行者の名称
鳥取県
- 3 事務所の所在地
鳥取市東町一丁目220
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
追加する部分
鳥取市岩倉字尺山内地内
変更する部分
鳥取市卯垣五丁目、滝山、卯垣字ギットリ、岩倉字坂谷、字以後、字柏木、字犬島赤田及び字上樋掛地

内

(2) 使用の部分

削除する部分

鳥取市岩倉字坂谷地内

変更する部分

鳥取市卯垣字ギットリ及び岩倉字尺山地内

鳥取県告示第184号

平成14年鳥取県告示第206号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の名称等について）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
4 鳥取県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行に限る。）		4 鳥取県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行に限る。）	
名 称	取 扱 事 務	名 称	取 扱 事 務
株式会社ゆうちょ銀行	1～3 略 4 <u>個人事業税、自動車税、県営住宅の家賃、職員宿舍等貸付料、社会福祉施設使用料、専門学校授業料、修学資金等返還金、育英奨学資金返還金、進学奨励資金返還金、専修学校等奨学資金返還金、心身障害者扶養共済制度加入者掛金、母子福祉資金償還金及び寡婦福祉資金償還金の</u> 収納に係る口座振替の事務	株式会社ゆうちょ銀行	1～3 略 4 <u>個人事業税及び自動車税並びに県営住宅の家賃の</u> 収納に係る口座振替の事務

鳥取県告示第185号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成22年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日

351	株式会社鳥取銀行 岩美支店	売りさばき 場所	岩美郡岩美町大字 浦富711	岩美郡岩美町大字 浦富645-15	平成22年3月23日
-----	------------------	-------------	-------------------	----------------------	------------

鳥取県告示第186号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり久米土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年3月30日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

退任した役員の氏名及び住所

理 事 楠 本 正 壽 倉吉市服部605
 " 池 本 宏 之 倉吉市福光428
 " 柴 山 正 行 倉吉市横田686
 " 田 中 敏 男 倉吉市上米積1101-8
 " 福 有 裕 美 倉吉市上大立310
 " 田 中 收 倉吉市福積681-3
 " 朝 倉 康 信 倉吉市岡308
 " 藤 井 篤 志 倉吉市上福田290
 " 山 根 康 治 倉吉市桜435-1
 " 石 原 穰 倉吉市三江545-2
 " 山 根 哲 邦 倉吉市河来見581
 " 山 脇 優 倉吉市三江168
 " 松 島 博 文 倉吉市福本125
 " 藤 井 覚 倉吉市尾田180
 " 山 部 秀 樹 倉吉市椋波282
 監 事 石 田 博 美 倉吉市服部745
 " 横 山 一 大 倉吉市三江1375
 " 長谷川 満 輝 倉吉市横田706

平成22年3月18日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 楠 本 正 壽 倉吉市服部605
 " 池 本 宏 之 倉吉市福光428
 " 田 中 敏 男 倉吉市上米積1101-8
 " 福 有 裕 美 倉吉市上大立310
 " 藤 井 篤 志 倉吉市上福田290
 " 山 根 康 治 倉吉市桜435-1
 " 石 原 穰 倉吉市三江545-2
 " 山 根 哲 邦 倉吉市河来見581
 " 山 脇 優 倉吉市三江168
 " 松 島 博 文 倉吉市福本125
 " 岩 本 廣 明 倉吉市横田118-3
 " 藤 井 覚 倉吉市尾田180

// 細 田 利 春 倉吉市岡95-1
 // 蒔 田 力 雄 倉吉市福積334
 // 福 井 聡 倉吉市般若298
 監 事 坂 本 襄 倉吉市服部632
 // 池 田 勇 倉吉市三江144-4
 // 河 本 良 一 倉吉市横田84

平成22年3月19日就任 任期4年

鳥取県告示第187号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成22年3月30日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	変更年月日
社会福祉法人白老会	米子市中島一丁目10-55	つゆくさ	米子市大篠津町3374-3	就労継続支援A型	平成22年2月27日